

会員社員関係者各位

第4-31号

令和元年8月30日

一般社団法人21・建設クラブ・福岡

福利厚生部会長・ゴルフ会世話役

本件通知代理者 山中 好雄

2019 年度夏の定例会に於ける 福利厚生部会重要決議ご報告書

拝啓 各位益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につき、昨日の定例会に於いて決議致しました ①元年度旅行会 ②第11回ゴルフコンペの実施にかかるご参加のお申込みにつきまして、来月よりお受け申し上げますので、是非にお申込み頂きます様、宜しくお願い申し上げます。 本件お申込みにつきまして、旅行会に於きましては既に11名の方からの（お電話等）仮のお申込みを頂戴致しております。 定員18名でございますので、お急ぎお申込み頂けますれば幸いです。ゴルフコンペにつきましては、本会と致しましては15年ぶりの開催となりますため、是非にお申込み頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

尚、近日に本会HPのTOPに、詳細事項を掲示致しますので、是非にご覧頂きますればと存じます。また、お申し込み書につきましても、HPよりダウンロードして頂き、本会にFAXまたはメールにてお申込み頂きますればと存じ上げます。

福利厚生部会と致しましては、皆様の親交を深めて頂きたく、またお仕事上の交流のきっかけとなりますことをも祈念し、厚生事業を更に推進して参りますので、今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

最後に、旅行会につきましては、本会の会費より補助金として拠出することと決議して頂いております。一部、会費を利用させて頂きますので、この際、是非にご参加賜ります様、重ねてご案内申し上げます。

敬具

※お申し込みにつきましては、HPよりお申し込み書をダウンロードして頂くこととしていますが、それが困難な場合は、事務局までお申し出下さい。お申し込み書をご郵送申し上げます。 感謝

ご旅程表

観光庁長官登録旅行業 第64号
(一社) 日本旅行業協会正会員



感動のそばに、いつも。
福岡支店

一般社団法人 21・建設クラブ・福岡様 2019年度旅行

〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル2F
TEL: 092-731-5215 / FAX: 092-716-9131
営業時間: 9:30~17:30 / 定休日: 土 日 祝日

支店長: 井上 浩一
総合旅行業務取扱管理者: 加藤 大輔
担当者: 岡 駿史
作成日: 2019年08月20日

ご旅行方面: 静岡 / ご参加人員: 18名様 添乗員: 1名

中型バス1台、ガイド1名

日程	月日曜	行程	食事
1	10/20 (日)	<p>FDA142便</p> <p>福岡空港 09:00着 09:45/11:10 静岡空港 11:40発 [30] 和食めん処サガミ 12:10/13:00 [90] 千頭駅 14:30着</p> <p>★大井川鉄道SL利用予定★</p> <p>千頭駅 14:53発 16:09着 16:30発 新金谷駅 17:30着 19:00~宴会予定です</p> <p>★大井川鉄道 (南アルプスあぶとライン) 利用予定★</p> <p>ホテルアソシア静岡 08:30発 [90] 10:00着/10:19発 千頭駅 11:23着/13:15発 [昼食・自由散策] 13:24着/13:30発 長島ダム駅</p>	<p>朝: - 昼: O 夕: O</p>
2	10/21 (月)	<p>FDA147便 (8名様)</p> <p>静岡第一ホテル 09:00着 [30] 久能山東照宮 09:30/10:10 [20] 三保の松原 10:30/11:30 [30]</p> <p>長島ダム駅 13:30発 [90] 静岡空港 (離団者を見送ってホテルへ) 15:00着 16:45/18:25 静岡第一ホテル (泊) 予定 17:00着</p>	<p>朝: O 昼: O 夕: -</p>
3	10/22 (火)	<p>静岡第一ホテル 09:00着 [30] 久能山東照宮 09:30/10:10 [20] 三保の松原 10:30/11:30 [30]</p> <p>イスパルドリームプラザ【昼食】 12:00/13:30 [30] 駿河城 14:00/15:00 [10] 15:30着 16:45/18:25 18:00解散</p> <p>FDA147便 (10名様: 福岡にお帰りされます)</p> <p>静岡空港 15:30着 16:45/18:25 福岡空港 18:00解散</p>	<p>朝: O 昼: O 夕: -</p>

<凡 例> ◎は入場観光 / ○は下車観光 / △は車窓観光 <記入例> 航空機 + + + + 私鉄 + + + + バス =

会員等各位

平成26年7月28日

一般社団法人21・建設クラブ・福岡

福利厚生部会

副理事長 宮本 俊 暁

理事・福利厚生部会長 坂口 正 志

第18回ボウリング大会開催について 平成26年度旅行会アンケートについて

暑中お見舞い申し上げます。

暑い日が続いておりますが、皆様如何お過ごしのことでしょうか。

さて、標記につきまして、複合的にご案内とお願いを申し上げます。

第18回（本会創立20周年）記念ボウリング大会につきましては、下記の通り開催が決定致しましたので、是非にご参加賜ります様、宜しく願い申し上げます。企画は例年どおりでございます。1チーム4名2ゲームでございます。1社に於いて1チーム構成頂けない場合は、合同チームを編成してご参加頂ければと存じます。

また、旅行会アンケートにつきましては、別紙をご返送賜ればと存じます。

以上、宜しく願い申し上げます。

記（ボウリング大会について）

- | | |
|-------------|---|
| 1. 日 時 | 平成26年9月7日午前10時より（3時間程度） |
| 1. 場 所 | 姪浜シティボウル
819-0005 福岡市西区内浜1-7-3ウエストコート姪浜レジチャービル2F
TEL (092) 885-1500 FAX (092) 885-1135 |
| 1. 協議内容 | 1チーム4名 / 合同チームは、任意におくみ下さりませ。 |
| 1. 参加料 | 1チーム8,000円（靴代4足・豪華？お弁当4個を含む!（^^）!）
プレーをしないお弁当のみの参加者は、お弁当代500円が必要です。 |
| 1. 景品協賛 | できますれば、1チーム1個以上の（うもれている?（^^））景品をご協賛頂ければ幸いです。 |
| 1. 参加のお申し込み | 別送の用紙をご利用下さりませ（早目のお申し込みをお願い申し上げます。） |

※旅行会アンケートにつきましては、別紙にてご回答下さりませ※

第18回ボウリング大会参加申込書

9月7日開催の標記ボウリング大会の参加を申し込みます。

1. 単独申込（会員名； _____ ）

合同申込（会員名； _____ /会員名； _____ /会員名； _____ ）

2. 投球者名簿

①氏名 _____ ② 男 女 _____ ③ _____ 歳

①氏名 _____ ② 男 女 _____ ③ _____ 歳

①氏名 _____ ② 男 女 _____ ③ _____ 歳

①氏名 _____ ② 男 女 _____ ③ _____ 歳

3. プレーしない参加者数 _____ 名

4. チーム名称； _____

5. 特にご要望がございますればお書き下さい。

旅行会のアンケート

部会での協議により、10月上旬（土・日・月？）を利用して、ここ数年実施していなかった旅行会を再開致します。

つきましては、本アンケートにより、多数であるご回答を採用させて頂き、実施致したく存じます。ご回答頂きました内容とは相違する決定となりました場合でも、何卒ご参加賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

福利厚生部会長 坂口正志

アンケート

1. 主な個所をセレクトしました／如何でしょうか（沢山○をつけて下さい／複数ok）

国内

沖縄 北海道 九州内 関西 関東 北陸 東北
四国 東京 名古屋 大阪 その他（ ）

海外（直行便のあるところ限定／ただし、到着の場合は土・日・月・火朝）

中国 韓国 台湾 バンコク(タイ) ベトナム フィリピン
ホンコン その他（ ）

2. 旅行代金について 円／人 まで

3. 旅行の形式について

会社として慰安旅行形式 単独（一人だけ）
夫婦（パートナー） その他（ ）

4. ご回答者（ご無理なければご記入お願いします／_____様）

社会貢献・青年部会活動実施規則

(名称)

第 1 条 本部会は、一般社団法人 21・建設クラブ・福岡に於いて活動する社会貢献・青年部会と称する。

(業務目的)

第 2 条 本部会は、本会定款第 5 条第 2 項に於いて設置された部会であり、主に次の業務を行い、もって本会発展のために積極的に若い力を発揮する。

- ①本会会員数の増加を図るために行う広告宣伝業務
- ②本会福利厚生事業並びに社会貢献事業の積極的推進
- ③会員間の契約促進に関する業務
- ④ボランティアに関する積極的な活動
- ⑤防犯会議、防犯部会、防災会議、防災部会に対する積極的活動の支援
- ⑥本会事務局が推進する各種研修会及び講習会の実行支援に関する活動
- ⑦その他定款第 2 条に於いて定める目的達成のため事業遂行の補助又は主催
- ⑧上記各号に附帯関連する総ての業務

(具体的事業の実施)

第 2 条の2 前条に於ける社会貢献事業の積極的推進は、当面の間、次の事業を積極的に行うものとする。

- ①救急救命講習会の実施
- ②

2

(所在地)

第 3 条 本部会の所在地は、本会従たる事務所たる事務局内とする。

(部会員の資格)

第 4 条 本部会の参加資格は次の総てが備わる者とする。

- ①本会の会員であること。
- ②会員の代表者又は代表者に代わる本会又は本部会への参加登録者の年齢が、満 60 歳以下であること。
ただし、社会貢献を積極的に行おうとする者を、本部会は青年と定義し、本号の規定に束縛されないものとする。

- ③会費等、本会へ支払うべき費用等を滞納していないこと。
 - ④青年として、本会の発展に関し、その若い力を存分に発揮するとともに、次代の本会を担う志を有すること。
 - ⑤相互扶助の精神の基、他の部会員の窮地の時、部会員全員をしてその助力を惜しまない心得を有すること。
- 2 会長又は複数の本会役員若しくは本部会員全員に於いて認めた場合、前項各号の一に欠けても、やむを得ない特段の事情のある場合は、この限りではない。

(役員)

- 第 5 条 本部会に、部会長 1 名及び副部会長 1 名を置き、部会員全員の互選により選任する。
- 2 部会長は、本会並びに本部会発展のために本部会の陣頭指揮を取るものとし、副部会長は部会長を補佐するものとし、部会長に事故又は欠員のある場合は、副部会長が部会長の職務を代理代行する。
 - 3 部会長及び副部会長が共に事故または欠員の場合、他の部会員が部会長の職務を代理代行する。
 - 4 部会長及び副部会長の任期は、特にこれを定めない。
 - 5 前項でありながら執行上の矛盾あることが判明し、その判断に苦慮した場合は、部会の申し出により、理事長の決する処による。

(参加不参加)

- 第 6 条 本部会への参加及び不参加は自由とし、簡易な自由書式をもって、書面にて部会長へ提出するものとする。
- 2 部会長は、前項の届出により、随時その名簿を作成しなければならず、これを本会HPに公開する。

(他部会との相互扶助)

- 第 7 条 本会の他部会との相互扶助については、部会長同志の意見交換により、それぞれの要請に応じて対応するものとする。
- ただし、他部会への業務応援等の実施については、部会員の過半数の同意を得ることを要す。

(部会員の精神)

- 第 8 条 部会員は、部会員としての職務に忠実でなければならず、何事にも謙虚と感謝を忘れることなく鋭意誠実に務めなければならない。

附則

1. 本規則は、平成23年9月17日より適用する
2. 平成24年6月1日一般社団法人への業務移管により、平成24年8月1日より本規則を施行する。ただし、理事会委任機関である組織運営委員会の承認（又は追認）を必要とする。
3. 平成25年5月1日より部会長の職権により、改正する。